



事 務 連 絡

平成19年 7月25日

公益法人事務担当者 殿

厚生労働省医政局総務課

「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針について」  
の一部改正について

「公益法人会計基準の改正等について」（平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ）及び「公益法人会計基準の運用指針について」（平成17年3月23日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ）を踏まえ、新たな公益法人会計基準（以下「新会計基準」という。）が平成18年4月1日から実施されております。

これを受け、「「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針について」（平成8年12月19日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会議申合せ）の一部改正について」（平成17年8月2日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ）により、「5. 財務及び会計」及び「7. 情報公開」にかかる運用指針について追加・変更されております。

については、上記改正の趣旨をご理解いただき、貴法人におかれましては、新会計基準の実施による「5. 財務及び会計」及び「7. 情報公開」にかかる運用指針の追加・変更の取扱いについて、遺憾なく実施されますようよろしくお願い申し上げます。

